



埼玉県報

第 520 号
令和 6 年(2024 年)
6 月 4 日
火曜日

目 次

告示

- 埼玉県救急医療情報システム機能強化業務委託に関する契約の相手方等の公示(医療整備課)
- 埼玉県彩の国ビジュアルプラザ使用料徴収事務委託に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運営業務に関する契約の相手方等の公示(商業・サービス産業支援課)
- さいたま新産業拠点(S K I P シティ) A 2 街区専有部維持管理業務に関する契約の相手方等の公示(商業・サービス産業支援課)
- さいたま新産業拠点(S K I P シティ) A 2 街区共用部維持管理業務に関する契約の相手方等の公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 埼玉県景観条例に基づく大規模行為景観形成基準の廃止(都市計画課)
- 北本都市計画保育所の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業における保留地処分に係る公告(八潮新都市建設事務所)
- 運転者管理システム用ホストコンピュータ機器の賃貸借に関する契約の相手方等の公示(会計課)
- 県道上新郷埼玉線の区域の変更(行田県土整備事務所)

告 示

埼玉県告示第六百六十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年六月四日

埼玉県知事 大野元裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県救急医療情報システム機能強化業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県保健医療部医療整備課地域医療対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3 丁目15番1号

3 隨意契約の相手方を決定した日

令和6年4月1日

4 隨意契約の相手方の氏名及び住所

国際航業株式会社 東京都新宿区北新宿2丁目21番1号

5 契約金額

46,200,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 隨意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第六百七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年六月四日

埼玉県知事 大野元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、 住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
埼玉県彩の国ビジュアル・プラザ使用料徴収事務	埼玉県川口市上青木三丁目十二番六十三号 株式会社デジタルSKIPステーション 代表取締役社長 奥野立	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和六年四月一日

三 委託をした日

令和六年四月一日

告 示

埼玉県告示第六百七十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年六月四日

埼玉県知事 大野元裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運営業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 隨意契約の相手方を決定した日

令和6年4月1日

4 隨意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社デジタルSKIPステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額

550,198,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 隨意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第六百七十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年六月四日

埼玉県知事 大野元裕

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点（S K I P シティ）A 2 街区専有部維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号

3 隨意契約の相手方を決定した日

令和 6 年 4 月 1 日

4 隨意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社デジタル S K I P ステーション 埼玉県川口市上青木 3 丁目12番63号

5 契約金額

147, 268, 000 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 隨意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号に該当

告 示

埼玉県告示第六百七十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年六月四日

埼玉県知事 大野元裕

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点（S K I P シティ）A 2 街区共用部維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号

3 隨意契約の相手方を決定した日

令和 6 年 4 月 1 日

4 隨意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社デジタル S K I P ステーション 埼玉県川口市上青木 3 丁目12番63号

5 契約金額

243, 001, 000 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 隨意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号に該当

告 示

埼玉県告示第六百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月四日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ららぽーと新三郷アネックス

埼玉県三郷市新三郷ららシティ二丁目千百九十三—十四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）フロンティア不動産投資法人 執行役員 岩藤孝雄
東京都中央区銀座六丁目八番七号

（変更後）フロンティア不動産投資法人 執行役員 市川俊英
東京都中央区銀座六丁目八番七号

ハ 変更年月日
令和六年五月八日

二 届出年月日
令和六年四月一日

三 縦覧期間
令和六年六月四日から令和六年十月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年六月四日から令和六年十月四日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第六百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月四日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井ショッピングパーク ララガーデン春日部

埼玉県春日部市南一丁目一番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）フロンティア不動産投資法人 執行役員 岩藤孝雄

東京都中央区銀座六丁目八番七号

（変更後）フロンティア不動産投資法人 執行役員 市川俊英

東京都中央区銀座六丁目八番七号

ハ 変更年月日

令和六年四月一日

二 届出年月日

令和六年五月八日

三 縦覧期間

令和六年六月四日から令和六年十月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年六月四日から令和六年十月四日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第六百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月四日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井アウトレットパーク入間、コストコホールセール入間倉庫店

埼玉県入間市宮寺三千百六十九外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）フロンティア不動産投資法人 執行役員 岩藤孝雄

東京都中央区銀座六丁目八番七号 外 計二者

（変更後）フロンティア不動産投資法人 執行役員 市川俊英

東京都中央区銀座六丁目八番七号 外 計二者

ハ 変更年月日

令和六年四月一日

二 届出年月日

令和六年五月八日

三 縦覧期間

令和六年六月四日から令和六年十月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年六月四日から令和六年十月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月四日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
越谷レイクタウン二〇一街区複合店舗

埼玉県越谷市レイクタウン九丁目一番地二十九の一部

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）三菱HCキャピタルエスティートプラス株式会社 代表取締役 西喜多浩

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

（変更後）三菱HCキャピタルエスティートプラス株式会社 代表取締役 野々口剛

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

ハ 変更年月日

令和六年四月一日

二 届出年月日

令和六年五月二十日

三 縦覧期間

令和六年六月四日から令和六年十月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

□

令和六年六月四日から令和六年十月四日まで

意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月四日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮市場TOP春日部店

埼玉県春日部市大字八丁目九百七十五、九百七十六、九百七十七

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）有限会社保田商事 代表取締役 保田秋蔵

埼玉県春日部市大字八丁目二百三十

（変更後）有限会社保田商事 代表取締役 保田隆

埼玉県春日部市八丁目二百三十

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）マミーマート春日部店

埼玉県春日部市大字八丁目九百七十五、九百七十六、九百七十七
（変更後）生鮮市場TOP春日部店

埼玉県春日部市大字八丁目九百七十五、九百七十六、九百七十七

ハ 変更年月日

平成十八年三月十二日外

二 届出年月日

令和六年五月二十日

二 縦覧期間

令和六年六月四日から令和六年十月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

□ 意見書提出先
令和六年六月四日から令和六年十月四日まで

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月四日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮市場TOP春日部店

埼玉県春日部市大字八丁目九百七十五、九百七十六、九百七十七

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）有限会社保田商事 代表取締役 保田隆

埼玉県春日部市八丁目二百三十

（変更後）有限会社保田商事 代表取締役 保田克規

埼玉県春日部市八丁目二百三十

ハ 変更年月日

令和六年一月一日

二 届出年月日

令和六年五月二十日

三 縦覧期間

令和六年六月四日から令和六年十月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年六月四日から令和六年十月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月四日

埼玉県知事 大野元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
オーチー川口中青木店

埼玉県川口市中青木二百六十八番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 県道へのラバーポール設置は、青木第八十七号線の通行に影響が出るため、周辺住民の理解を得てから設置すること。
(2) 二輪車出入口が交差点付近となるため、利用者に注意喚起を促すこと。

二 縦覧期間

令和六年六月四日から令和六年七月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第六百八十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和六年六月四日

埼玉県知事 大野元裕

一 許可番号

第二〇二二一二九一一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県加須市上樋遣川字地蔵堀三千七百九十六番一外七十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千九百四十三・九立方メートル

埼玉県告示第六百八十二号

告 示

平成二年埼玉県告示第四百十七号（埼玉県景観条例に基づく大規模行為景観形成基準）は、廃止する。

令和六年六月四日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第六百八十三号

北本市から北本都市計画保育所の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都
市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二
十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において
縦覧に供する。

令和六年六月四日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第六百八十四号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）第一条の規定により、一般競争入札による保留地の処分について、次のとおり公告する。

令和六年六月四日

埼玉県知事 大野元裕

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 宅地番号一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業五十二街区二画地（八潮市大字大曾根千六百三十三番一外）

(2) 地積

八百五十四・五三平方メートル

(3) 予定価格

一億二千百三十四万三千二百六十円

ロ 宅地番号二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業五十二街区五画地（八潮市大字大曾根千六百三十八番一外）

(2) 地積

二百四十六・七一平方メートル

(3) 予定価格

四千九十五万三千八百六十円

ハ 宅地番号三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業五十九街区四画地（八潮市大字大曾根千六百二十九番五外）

(2) 地積

二百十八・三四平方メートル

(3) 予定価格

三千五百十五万二千七百四十円

二 宅地番号四

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業五十九街区二十三画地（八潮市大字大曾根千六百二十九番五外）

(1) 位置	八潮南部西一体型特定土地区画整理事業五十九街区二十四画地（八潮市大字大曾根千六百六十三番）
(2) 地積	百七十五・三八平方メートル
(3) 予定価格	三千三十四万七百四十円
木宅地番号五	
(1) 位置	八潮南部西一体型特定土地区画整理事業五十九街区二十四画地（八潮市大字大曾根千六百六十三番）
(2) 地積	百七十五・三八平方メートル
(3) 予定価格	三千三十四万七百四十円
二 入札に参加する者に必要な資格	イ 建築物の建築の用に供する目的で取得しようとする者であること。 ロ 次のいずれかに該当する者でないこと。 (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者 (2) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者 (3) 未成年者 (4) 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十号）第二十二条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者 (5) 次の（一）から（三）までのいずれかに該当し、その事実があつた後二年を経過していないう者 (一) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者 (二) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者 (三) (一)又は(二)のいずれかに該当する事実があつた後二年を経過していないう者 を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者 (6) 都道府県税（都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税）の滞納がある者 (7) 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程

で定める方法により契約代金を支払うことができない者

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）第三条第二項に規定する暴力団関係者と認められる者

三 入札参加申込み受付の期間及び場所等

イ 期間

(1) 窓口受付

令和六年六月十九日（水）から同月二十七日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前九時から午後四時まで

(2) 郵送受付

令和六年六月十九日（水）から同月二十七日（木）午後五時まで（必着）

ロ 窓口及び郵送受付の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

ハ 申込方法

入札参加要領に示す必要な書類を本人若しくは代理人の持参又は簡易書留による郵送により申し込むものとする。

四 入札及び開札の日時及び場所等

イ 入札の期間

(1) 窓口受付

令和六年七月十日（水）から同月十二日（金）までの午前九時から午後五時まで

(2) 郵送受付

令和六年七月十日（水）から同月十二日（金）午後五時まで（必着）

ロ 窓口及び郵送受付の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

ハ 入札書の提出方法

本人若しくは代理人の持参又は簡易書留による郵送によるものとする。

二 入札参加上の注意

- (1) この入札に参加を希望する者は、三による入札参加の申込みを行い、入札に参加する者に必要な資格の確認を得なければならない。

- (2) 五の入札保証金は、入札書提出前に所定の金融機関で納付し、納付書兼領収書の写しを入札書と同時に提出するものとする。

ホ 開札の日時

令和六年七月十六日（火）午後一時三十分

ヘ 開札の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

五 入札保証金の額

入札参加者の見積もる入札金額に百分の五以上を乗じた額（入札参加資格審査後郵送される納付書兼領収書により納付すること。）

六 入札の無効

次のイからリまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

イ 入札者の押印のない入札書によるもの

ロ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書によるもの

ハ 押印された印影が明らかでない入札書によるもの

ニ 入札に参加する資格のない者がしたもの

ホ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの

ヘ 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの

ト 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

チ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

リ 二以上の入札書を提出した者がしたもの又は二以上の者の代理をした者がしたもの

七 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもつて入札した者とする。

八 その他

イ 入札参加要領及び入札参加申込書は、埼玉県八潮新都市建設事務所において配布する。

なお、郵送を希望する者は、同事務所（電話〇四八一九九八一四五四五）に請求すること。

ロ 入札に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所（電話〇四八一九九八一四五四五）に問い合わせること。

ハ その他詳細は、入札参加要領による。

告 示

埼玉県告示第六百八十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年六月四日

埼玉県知事 大野元裕

1 購入等件名及び数量

運転者管理システム用ホストコンピュータ機器の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 隨意契約の相手方を決定した日

令和6年4月1日

4 隨意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 契約金額

118,047,600円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 隨意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年六月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月四日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村正則

- | | |
|---------|--------|
| 一 道路の種類 | 県道 |
| 二 路線名 | 上新郷埼玉線 |
| 三 道路の区域 | |

新	旧	旧 新 別
羽生市大字上新郷字上宿五五五九番 七地先から 同市上新郷字上悪土一九二二番三地 先まで		区間
一一・〇〇～	一一・一二	敷地の幅員 (メートル)
五四六・五二		延長 (メートル)
		備考